

(趣旨)

第1条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、関係法令及び別に備える設計図書、仕様書又は、契約書(案)、この入札心得等を熟覧し、入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった総額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を市長に提出して確認を得たとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に、国又は、地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有するもので、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めたとき。
 - (4) 入札に参加しようとする者が千曲市財務規則第105条第1項に定める審査により一般競争入札に参加することができる者の資格を有する者であり、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、納めないこととした金額に相当する金額を納付しなければならない。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、公告又は通知書(以下「通知等」という。)に示した場所及び日時までに参集し、入札書(別記様式)を入札箱に投函しなければならない。ただし、市長が特に認めるとき、又は入札参加者がやむを得ない事情で入札日時に参集できないときは、入札書を郵便又は持参により提出することができるものとする。

- 2 前項の方法以外の方法により提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しないものとする。
- 3 入札書を郵便で提出する場合は、次に定める方法で行わなければならない。
 - (1) 郵便は入札担当あての一般書留又は簡易書留とし、それ以外は受理しない。
 - (2) 郵便は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (3) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に「入札書(朱書きで記載)」、入札日時、事業名及び入札者の商号又は名称等を記載すること。
 - (4) 外封筒には、入札書を入れた中封筒を入れ、封筒の表面に「入札書在中(朱書きで記載)」、入札日時、事業名、入札者の商号又は名称、担当者名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。
 - (5) 1つの外封筒には2通以上の中封筒を同封してはならない。
 - (6) 1つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。
 - (7) 入札書の日付は、通知書等に示した入札日を記入すること。
- 4 入札書を持参する場合は、前項に定める方法に準じて行わなければならない。この場合において、同項第1号中「郵便は入札担当あての一般書留又は簡易書留とし」とあるのは「入札書は入札担当へ提出するものとし」と、同項第2号中「郵便」とあるのは「持参する入札書」と読み替えるものとする。
- 5 入札参加者がやむを得ない事情で入札日時に参集できない場合において、第1項ただし書の方法により提出した入札書が通知等に示した入札日の前日(土・日・祝祭日にあたる場合は、その前日)午後4時30分を過ぎて到達したときは、受理しない。
- 6 この入札は、事業等の総額(単価入札の場合は、単価)について見積もらなければならない。ただし、入

札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

- 7 入札参加者が代理人をして入札させるときは、記名、押印がされている委任状を持参させ提出しなければならない。
- 8 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 9 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。また、開札宣言後に追加して入札書、委任状等を提出することはできない。
- 10 入札に要する経費は、入札参加者の負担とする。

(公正な入札の確保)

第3条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の辞退等)

第3条の3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前であっても、入札辞退届（別記様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中であっても、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- 3 入札を辞退したものは、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、市長は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者の入札した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札者が協定して入札した入札書
- (4) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (5) 記名、押印のない入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(開札)

第6条 開札は、入札場所において、入札終了後直ちに、入札参加者立会いにより行うものとする。ただし、第3条第3項及び第4項の方法による入札における開札は、通知等に示した方法により行う。

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者の入札価格が次の各号の一に該当する場合であっても、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- (1) 最低制限価格を設けてある場合に、入札価格が最低制限価格未満であるとき。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

- (3) 落札者となるべき者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- 2 前項2号又は3号に該当する入札を行った者は、市長の行う調査に協力しなければならない。
- 3 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札した者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
- 4 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当市の職員にくじを引かせるものとする。
- 5 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。ただし、入札書に記載された金額に消費税非課税部分を含むときは、当該部分を除いた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数を切り捨てた金額）と消費税非課税部分に相当する金額の和をもって落札価格とする。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は最低制限価格を設けている場合で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに当初の入札をした者のうち現に開札場所にとどまっている者により再度の入札を行うものとする。ただし、直ちに再度の入札を行うことができないときは、指定する日時及び場所において行うことができる。

- 2 第1回目の入札において無効の入札をした者、入札辞退者、入札遅参者、最低制限価格未満等で失格とされた者については、再度の入札に参加できないものとする。
- 3 再度の入札は、1回を限度とする。
- 4 再度の入札により落札者がいないときは、当該入札において最低の価格（最低制限価格を設けている場合にあっては、最低制限価格以上の最低の価格）をもって入札をした者との随意契約に移行する。この場合において、見積書の提出は、2回を限度とする。
- 5 前項の見積書の提出にあっては、第1項及び第2項の規定を準用する。

(入札保証金の処理)

第9条 入札保証金は、落札者が決定したとき直ちに、還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。

(契約保証金の納付)

第10条 落札者は、契約の締結と同時に次に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができる。
 - (1) 契約金額が100万円未満であり、かつ契約人が契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。
 - (2) 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履

行した実績を有する者で、かつ、その者が当該契約を確実に履行するものと市長が認めたとき。

- 3 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により落札者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定後5日以内に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が2千万円以上の動産の買入れ又は売払いについては、仮契約とする。

- 2 前項ただし書の場合は、千曲市議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- 3 契約に要する経費は、契約人の負担とする。

附 則

この一部改正による改正後の入札心得（物品購入等関係）の規定は、令和7年6月1日以降に開札する入札案件から適用する。

附 則

この一部改正による改正後の入札心得（物品購入等関係）の規定は、令和8年7月1日以降に開札する入札案件から適用する。

(別記様式)

(用紙寸法 A4)

入 札 辞 退 届

千曲市長 宛

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

(事業名) 年度 ○○用備品購入事業